

福祉避難所とは・・・

介護の必要な高齢者や障がい者など、避難所では生活に支障をきたす人のために必要に応じて開設する。心身のケアを行うほか、こうした避難者（以下「要支援者」）に配慮した手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。

平塚市では、平塚栗原ホーム、福祉会館（南部、西部）、余熱利用施設、県立平塚ろう学校、県立平塚盲学校、県立湘南支援学校、県立平塚支援学校の8施設と協定を結び、福祉避難所として指定しています。

また、福祉避難所の収容能力を超えた避難者が発生した場合、市と「災害時等における要援護高齢者の緊急受入に関する協定書」を結んだ福祉施設等が二次的避難施設として避難者を受け入れることになっています。

福祉避難所の対象者

対象者は、「入院を必要とするまでもないものの福祉用具や投薬等があっても避難所で生活することが困難な避難者」となります。

・高齢者 ・障がいのある者 ・医療的ケア児者 等

発災時の福祉避難所開設・運営の一連の流れ

※詳しくは裏面参照

- ① 発災後、施設の被害状況等を確認し、避難施設としての利用の可否を市役所へ報告
- ② 市役所からの福祉避難所開設依頼を確認後、開設準備を開始
- ③ 市役所の職員を受け入れ、連携して福祉避難所を運営
- ④ 福祉避難所の閉鎖後は、要した経費等を市役所へ報告

平常時の福祉避難所としての主な活動

- 平塚市が主催する訓練、研修会へ参加 （年2、3回程）
R5年の開設運営訓練の様子



- 各施設にて訓練・研修を実施
- マニュアルの整備（マニュアル雛型 有）

以 上
担当 災害対策課

平塚市（避難行動要支援者班）と福祉避難所の動き

平塚市	福祉避難所
（１）発災後～２４時間以内	
本庁・各避難所へ参集 ※市職員の参集条件 【地震】：「震度５弱」等で本庁へ自動参集 「震度４」以上の地震を観測した場合等は、動員により本庁へ参集 【風水害】：原則として、福祉部長の判断により、指示のあった職員が動員により本庁へ参集	【確認事項】 ・施設の被害状況 ・生徒、入所者等の状況 ・職員の被害、参集状況 ・施設職員による避難所運営の可否 ・備蓄品の状況
避難行動要支援者班にて、全ての福祉避難所・二次的避難施設の施設管理者へ避難施設として利用可能か電話・ＭＣＡ無線・メールで確認を行う（２４時間以内にすべての施設に連絡が取れるよう努める）	施設管理者は、上記確認事項をふまえ、避難施設として利用の可否、<u>おおよその受け入れ人数を報告</u>
（２）「（１）」を実施後速やかに	
災害対策本部長の指示により、福祉避難所へ電話・ＭＣＡ無線で開設依頼	依頼確認後、開設準備を開始 （開設完了後、平塚市へ完了連絡）
スクリーニング会議を開催し、各避難所から、要支援者データを収集し、避難先の割り振りを中心とした「二次避難プラン（案）」「割り振り名簿」を作成 割り振り名簿を福祉避難所にＦＡＸまたはメールで送付	市から送付された、「割り振り名簿」を受領し、受け入れ準備を行う
避難者の一般避難所からの移送準備（移送手段、人数、車両等）、食料・備品調達、専門的人材・ボランティアの確保	実践マニュアルであらかじめ定めた場所の確認と備蓄品の確保
（３）福祉避難所の開設	
市職員を福祉避難所へ配備 市職員シフト票を作成し、福祉避難所へ配備する職員とその従事体制を調整する（３人１組／１箇所を原則） 配備職員の不足する場合、職員応援要請を実施	市職員の受け入れ 市職員シフト票と調整を図り、従事する職員の確保及び従事体制を調整する
平塚市と該当施設の管理者が連携するとともに、関係機関の協力のもと、「受け入れと搬送の調整」「避難者の管理」「日誌作成や経費記録」「物品・福祉用具等の調達・管理」「ボランティアなどの受け入れ調整」「衛生管理」「給食、給水、物資等の配給」等を実施する 外部支援（ＤＷＡＴ、ボランティア等）や避難者（家族等）の協力を得て、運営する	
（４）福祉避難所の閉鎖	
全避難者の退去をもって、災害対策本部長の指示により閉鎖	必要な原状回復に努める 福祉避難所の設置・運営に要した経費等を報告する

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

平塚市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、平塚市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害発生時」という。）における入院を必要とするまでもないものの福祉用具、投薬等があっても避難所で生活することが困難な避難者（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置及び運営等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する次に掲げる施設内において、福祉避難所を設置し、かつ、要配慮者等を当該福祉避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

施設名

所在地

（管理運営）

第2条 災害発生時における福祉避難所の管理運営については、細則で定めるものとする。

（管理運営の期間）

第3条 甲が乙に緊急受入を依頼できる期間は、災害発生時から30日以内とする。ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上延期することができるものとする。

（費用等）

第4条 福祉避難所の管理運営に要した費用の支払等については、細則で定めるものとする。

（協力体制）

第5条 乙は、福祉避難所の管理運営に要する人員及び物資等に不足を生じると判断した場合は、速やかに、甲にその旨を連絡するものとする。

2 甲は、前項の規定による連絡を受けた場合は、速やかに、人員及び物資等の確保に努めることとする。この場合において、乙は、甲からの協力依頼を受けた場合は、当該協力要請に応えるものとする。

（要配慮者等の受入れ等）

第6条 甲は、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等について、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。乙はこれを受け入れるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により緊急受入を要請し、後日文書を送付するものとする。

（1） 要配慮者等の氏名、住所、心身の状況、連絡先等

（2） 要配慮者等の身元引受人の氏名、連絡先等

（3） 受入要請期間

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 個人情報の取扱いについては、別に定める個人情報取扱特記事項の規定を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第9条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

（協定の解除）

第10条 甲は、乙がこの協定の内容を履行せず、又はこの協定に違反した場合は、これを解除できるもの

とする。

2 乙は、甲がこの協定の内容を履行せず、又は著しく違反した場合は、この協定の内容の全部又は一部の停止を甲へ申し出ることができる。

(協定締結期間)

第11条 この協定の締結期間は、協定締結後1年間とし、甲乙いずれかにより異議の申立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。ただし、指定管理者の指定期間を超えて更新することはできない。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定める事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年（202 年）4月1日

甲 平塚市浅間町9番1号
平塚市
市長 落合 克宏

乙